

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	伊藤、曾我
				内線	2371		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	国民健康保険運営協議会費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。						
対象者等	・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。						
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。 (1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入						
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		291	305	305	305	305	305
①決算額（27年度は見込み）		242	141	127	120	128	120	305
②人件費等		1,222	436	847	826	416	386	
③減価償却費			145	311	323	169	163	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	5	5	
合計（①+②+③）		1,464	722	1,285	1,269	713	669	305
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	1,464	722	1,285	1,269	713	669	305
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	開催回数（27年度は見込み）（回）	2	1	1	1	1	1	1
	出席委員数（27年度は見込み）（人）	35	20	18	18	19	17	20

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	124	報酬	委員報酬	117	報酬	委員報酬	290
災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	0	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1
需用費	食糧費（飲物代）	3	需用費	食糧費（飲物代）	3	需用費	食糧費（飲物代）	6
賃借料	開催会場賃借料	0				使用料等	開催会場賃借料	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	諮問事項承認率	1	1	1	1	1	諮問事項承認数／諮問事項数
②	委員出席率	0.9	0.9	0.8	1	1	出席委員数／委員定数
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	複雑化する医療保険制度について、引き続き各界・各層からの幅広い意見を聴く必要がある。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	趣旨普及費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	曾我、米内	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	趣旨普及費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。						
対象者等	区民全般						
内容	1 国保だよりの発行（平成26年度） (1) 配布枚数 45,000部 (2) 配布時期 6月 (3) 配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 (1) 国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた 国保ガイドブック」 (2) その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示						
経過	1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数(年3回)を必要に応じ発行に変更						
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,055	944	946	1,041	950	855
①決算額（27年度は見込み）		426	579	392	790	279	720	938
②人件費等		4,072	2,180	1,270	1,239	1,248	1,159	
③減価償却費			726	467	484	507	488	
【事務分担当】（%）		1	0	0	0	15	15	
合計（①+②+③）		4,498	3,485	2,129	2,513	2,034	2,367	938
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	4,498	3,485	2,129	2,513	2,034	2,367	938
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	国保だより							
	発行部数(部)	48,000	121,000	48,000	48,000	45,000	45,000	48,000
	発行回数(回)	1	2	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本（国保だより）	279	需用費	印刷製本（国保だより・国保ガイドブック）	720	需用費	印刷製本（国保だより・国保ガイドブック）	938

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	あらかわ区報掲載実績(件)	63	65	56	60		掲載記事の件数（年間）
②							
③							

（問題点・課題分析）	制度改正が頻繁に行われ、給付の取り扱いなどが複雑化しているが、被保険者等に周知する方法が限定されている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	国保だよりや区報、ホームページ等を通じて、国保制度のしくみや国保財政の現状、給付内容、諸手続きなどについて周知を行う。	国保だよりや区報等で周知するとともに、制度改正の内容にあわせて、国保ガイドブックを作成した。	引き続き、国保だよりや区報、ホームページ等を通じて、国保制度・国保財政の現状等について周知を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	広報内容を充実し、効果的な方法により周知を図る。

況議会（要質問状）	
-----------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	被保険者割・事務費割	3,858	負担金補助等	被保険者割・事務費割	3,783	負担金補助等	被保険者割・事務費割	3,833

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	荒川区の被保険者1人あたりの負担額(円)	58.18	58.36	58.53	57.77		荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	曾我、浜口、市川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	後期高齢者支援金	01-01-01	老人保健医療費拠出金	01-01-01	老人保健事務費拠出金	
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	国民健康保険法、老人保健法、国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱 ほか			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	国民健康保険事業特別会計における老人保健医療費拠出金及び介護納付金、その他諸支出金に関する事務						
対象者等	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都						
内容	<p>1 社会保険診療報酬支払基金に対して納付する拠出金等 老人保健医療費及び事務費拠出金、介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金</p> <p>2 国民健康保険団体連合会に対して納付する拠出金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金</p> <p>3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（国保特別会計で負担すべき経費を一般会計で負担している場合、一般会計への繰出すもの）</p>						
経過	<p>1 老人保健医療費拠出金 昭和58年2月老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始、平成11年3月介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金（老人保健施設整備事業に要する費用）廃止</p> <p>2 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始</p> <p>3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始</p> <p>5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始</p> <p>6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始</p>						
必要性	負担することとなる費用について、各保険者が拠出金という形で負担する。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 関係法令等に基づく社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の請求等により、支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	7,050,151	6,457,356	7,797,878	8,286,572	8,592,010	8,318,750
①決算額（27年度は見込み）		6,979,029	6,380,649	7,784,360	8,130,655	8,486,710	8,019,175	11,984,139
②人件費等		1,629	2,616	2,541	2,478	2,911	3,090	
③減価償却費			872	933	968	1,183	1,300	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	35	40	
合計（①+②+③）		6,980,658	6,384,137	7,787,834	8,134,101	8,490,804	8,023,565	11,984,139
特定財源	国 調整交付金ほか	1,746,192	1,676,586	1,892,470	1,834,624	2,026,634	2,009,488	2,002,098
	都 調整交付金ほか	384,616	288,996	449,688	559,960	567,336	573,450	432,826
	その他 国民健康保険料、繰入金	4,849,850	4,418,555	5,445,676	5,739,517	5,896,834	5,440,627	9,549,215
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	老人保健医療費拠出金(千円)	58,080	66,303	5,436	0	0	0	1
	老人保健事務費拠出金(千円)	210	177	169	143	126	118	118
	介護納付金第2号被保険者数(人)	25,316	25,653	25,902	25,333	24,394	23,206	22,279
	介護納付金1人当たり負担額(円)	44,576	46,951	51,416	56,766	61,759	65,578	62,248

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	老人保健医療費・事務費拠出金	126	負担金補助等	老人保健医療費・事務費拠出金	118	負担金補助等	老人保健医療費・事務費拠出金	119
負担金補助及び交付金	介護納付金	1,506,555	負担金補助等	介護納付金	1,521,803	負担金補助等	介護納付金	1,386,830
負担金補助及び交付金	後期高齢者支援金（事務費含む）	3,491,211	負担金補助等	後期高齢者支援金（事務費含む）	3,451,494	負担金補助等	後期高齢者支援金（事務費含む）	3,422,606
負担金補助及び交付金	高額医療費共同事業拠出金（事務費含む）	630,309	負担金補助等	高額医療費共同事業拠出金（事務費含む）	654,557	負担金補助等	高額医療費共同事業拠出金（事務費含む）	721,713
負担金補助及び交付金	保険財政共同安定化事業拠出金（事務費含む）	2,098,720	負担金補助等	保険財政共同安定化事業拠出金（事務費含む）	2,131,678	負担金補助等	保険財政共同安定化事業拠出金（事務費含む）	6,394,473
負担金補助及び交付金	その他共同事業拠出金	4	負担金補助等	その他共同事業拠出金	3	負担金補助等	その他共同事業拠出金	6
償還金利子及び割引料	還付金・返還金・繰出金	759,785	償還金利子等	還付金・返還金・繰出金	259,522	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	58,392

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 介護納付金1人当たり負担額(円)	56,766	61,759	65,578	62,248		当該年度介護納付金÷第2号被保険者数（年度平均）
	② 後期高齢者支援金1人当たり負担額(円)	50,359	52,782	53,397	53,845		当該年度後期高齢者支援金金額÷被保険者総数（年度平均）
	③						

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	伊藤、飯塚	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	保養施設事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会拠出金規則及び共同処理要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。						
対象者等	被保険者						
内容	1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（27年度：5施設+かんぼの宿、お宿ねっと）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（27年度：4施設）を通常より安価で利用できる。						
経過	1 昭和35年 4月 保険事業開始 2 平成元年 7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 3 平成 8年 7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 4 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 5 平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿、お宿ねっと）						
必要性	国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,813	1,813	1,348	1,107	11	14
①決算額（27年度は見込み）		1,769	1,800	1,104	731	0	3	25
②人件費等		814	2,616	2,117	2,065	416	386	
③減価償却費			872	778	807	169	163	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	5	5	
合計（①+②+③）		2,583	5,288	3,999	3,603	585	552	25
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	2,583	5,288	3,999	3,603	585	549	25
一般財源		0	0	0	0	0	3	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	保養施設利用(人)	100	78	15	38	53	65	
	海の家利用(人)	553	554	262	318	—	—	
	温浴施設利用(人)	—	—	—	230	321	259	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	割引券印刷用紙	0	需用費	割引券印刷用紙	3	需用費	割引券等印刷用紙	25

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	保養施設利用者（人）	38	53	65			
②	海の家利用者（人）	318					平成24年度事業廃止
③	温泉施設利用者（人）	230	321	259			東京染井温泉Sakuraの利用実績

（問題点・課題） （指標分析）	指定保養施設の利用率が低いため、多くの被保険者が利用できる施設との契約を進める。								
	他 区 の 実 況	（実施	18	区	未実施	4	区	不明	0

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	保養施設の指定施設を見直し、利用率の向上を図る。	直近の実績から26年度の利用施設について、見直しを行った。併せて、新たな施設との契約について検討した。	指定保養施設については、新たな宿泊施設と契約したため、区報やホームページ等により周知を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	被保険者の健康の保持増進のため、必要な事業を行う。

議 会 （ 要 質 問 状 ）	
--------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	脳ドック受診助成事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	飯塚
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症する 경우가多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳以上の国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者</li> <li>・ 現年度から前々年度まで保険料を完納している世帯の被保険者</li> </ul>						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。</li> <li>・ 2カ年を連続して助成を受けることはできない。</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年7月1日から事業開始。</li> </ul>						
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。</li> </ul>						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 申請受付→審査→助成決定→受診を証明する書類受理→審査→助成						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額				2,494	4,046	3,044	3,037
①決算額（27年度は見込み）				1,941	1,110	1,225	1,156	3,038
②人件費等				1,270	1,239	1,663	1,159	
③減価償却費				467	484	676	488	
【事務分担当】（%）				0	0	20	15	
合計（①+②+③）		0	0	3,678	2,833	3,564	2,803	3,038
特定財源	国			0	0	0	0	0
	都			0	0	0	0	0
	その他繰入金			3,678	2,833	3,564	2,803	3,038
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	脳ドック助成金利用者数(人)			119	67	80	74	150

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	案内チラシ等用紙	7	役務費	郵送料（決定通知）	18	需用費	案内チラシ等用紙	11
役務費	郵送料（決定通知）	13	負担金補助等	脳ドック助成金	1,137	役務費	郵送料（決定通知）	27
負担金補助及び交付金	脳ドック助成金	1,205				負担金補助等	脳ドック助成金	3,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	脳ドック受診助成者数(人)	67	80	74	150	150	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 人間ドックについては、千代田区、台東区、26年度からは品川区で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	被保険者の健康増進のため、保健事業を推進する。

議(要旨)状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年三定一般質問「脳ドックの助成をすべき」</li> <li>平成20年三定一般質問「脳ドックの助成をすべき」</li> <li>平成22年三定一般質問「脳ドック検診を積極的に検討すべき」</li> </ul>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	市川、米内
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	特定健康診査事業費	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費	01-01-01	特定保健指導事業費	
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	高齢者の医療の確保に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。						
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については、「国民健康保険健康診査」として実施（特定健診と同内容）						
内容	1 特定健診の実施（26年度：7月1日・火～11月29日・土） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券と保険証を提示して受診する。 2 特定保健指導の実施（9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に利用券を郵送（受診後2カ月程度後）→区が委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示して利用する。						
経過	・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度は、連続未受診者に勧奨ハガキを送付（約9,000人） ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定 ・平成26年8月 受診勧奨判定値を超えている者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付（215件） ・平成26年9月 連続未受診者に勧奨ハガキを送付（3,930人）						
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		379,959	414,077	404,489	38,082	324,094	336,391	320,642
①決算額（27年度は見込み）		279,870	277,356	276,620	279,833	277,513	285,912	320,642	
②人件費等		4,886	3,488	2,541	2,478	2,495	2,318		
③減価償却費			1,162	933	968	1,014	975		
【事務分担当】（%）		1	0	0	0	30	30		
合計（①+②+③）		284,756	282,006	280,094	283,279	281,022	289,205	320,642	
特定財源の推移	国	特定健康診査・保健指導国庫負担金	30,255	34,809	34,399	33,593	34,048	35,151	38,148
	都	特定健康診査・保健指導都負担金	29,331	35,733	34,399	33,593	34,048	34,086	38,148
	その他	国民健康保険料、繰入金	225,170	211,464	211,296	216,093	212,926	219,968	244,346
	一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	特定健診受診率（%）		42.7	42.4	42.4	42.7	42.7	43.3	49.0
	特定保健指導実施率（%）		16.8	18.6	15.7	12.0	9.5	14.3	24.0
	※初回面談の実施率								
	※27年度は第2期実施計画目標値								

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部評価委員謝礼	0	需用費	印刷製本（健診結果票等）外	1,320	報償費	外部評価委員謝礼	80
食糧費	外部評価委員会賄	0	需用費	印刷製本（保健指導利用券）	98	需用費	印刷製本（健診結果票等）外	1,564
一般需用費	受診券・利用券印刷製本等	1,104	役務費	受診券郵送料	2,203	需用費	印刷製本（保健指導利用券）	198
役務費	受診券・利用券等郵送料	2,738	役務費	利用券等郵送料	183	役務費	受診券・利用券等郵送料	2,706
委託料	健診・保健指導業務委託等	264,088	委託料	健診・保健指導業務委託等	276,159	委託料	健診・保健指導業務委託等	307,431
使用料及び賃借料	回線使用料	486	使用料及び賃借料	回線使用料	78	使用料及び賃借料	回線使用料	85
負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	9,097	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	5,871	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	8,578

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	特定健診受診率（％）	42.7	42.7	43.3	49.0	51.0	受診者数/対象者数（27・28年度は第2期実施計画目標値）
②	特定保健指導実施率（％）	12.0	9.5	14.3	24.0	26.0	実施者数/対象者数（27・28年度は第2期実施計画目標値）
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」において、区の29年度における目標値（いずれも60%以上）は極めて高い。</li> <li>・「荒川区特定健康診査等実施計画」の第1期計画から、特定健診の受診率は40%台前半にとどまっている。（特に、40歳代、50歳代の受診率が低い。）</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報、ホームページ、町会掲示板などを活用し、事業実施に関する情報提供を行う。	区報、ホームページに事業実施について掲載した。また、国保年金課窓口等で案内チラシの配付やポスターの掲示を行った。	引き続き、区報、ホームページ、町会掲示板などを活用し、事業実施に関する情報提供を行う。
②	未受診者に対し受診勧奨を行う。（特に受診率の低い40～59歳の未受診者に対して、周知・啓発を行っていく。）	未受診者のうち、42～45歳、50～53歳、60～63歳の約4,000人に対して、受診勧奨通知を送付した。	受診勧奨の成果を確認し、今後の勧奨方法や内容について検討を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、特定健診等実施計画（第2期）に掲げた目標に向け取り組む。

況議（要質問状）	・平成18年一定一般質問「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」
----------	-------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	賦課事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	遠嶋	内線	2374		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	賦課事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。23区においては、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるように23区全体で基準となる保険料率等を算定する「統一保険料方式」を採用している。						
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1)職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 (2)生活保護受給者 (3)後期高齢者医療制度に加入している被保険者						
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主は届出義務があり、事実の発生から14日以内に定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人当たり定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であると共に、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券である。 被保険者証は一人1枚のカード型になり、2年に一度の更新を行う。 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に対する税照会 5 資格の適用適正化調査（退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査）及び広報活動						
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 昭和41年4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和59年10月 退職者医療制度発足 平成12年4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年4月 後期高齢者医療制度発足・退職者医療制度の廃止（平成26年度まで経過措置有） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更						
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 23区統一保険料方式により実施						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	39,168	21,537	43,112	22,926	45,797	23,573
①決算額(27年度は見込み)	27,432	14,628	29,551	17,012	34,854	17,362	43,080	
②人件費等	53,102	66,399	64,748	59,325	81,239	78,662		
③減価償却費		27,394	30,105	29,333	35,220	35,111		
【事務分担量】(%)	6	9	10	9	1,042	1,080		
合計(①+②+③)	80,534	108,421	124,404	105,670	151,313	131,135	43,080	
特定財源	国 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ほか	464	0	0	0	790	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	80,070	108,421	124,404	105,670	150,523	131,135	43,080
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	世帯数(27年度は見込み)(世帯)	42,446	42,496	41,959	41,778	41,706	41,093	40,805
	被保険者数(27年度は見込み)(人)	68,376	68,210	67,253	66,458	65,160	63,282	61,995
	資格取得者数(27年度は見込み)(人)	15,336	15,100	14,376	14,231	14,565	14,338	14,209
	資格喪失者数(27年度は見込み)(人)	15,030	15,266	15,693	15,026	15,863	16,216	16,405

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤事務嘱託員報酬	4,442	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	4,220	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	6,317
共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料等	679	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料等	710	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料等	1,150
賃金	臨時職員賃金	838	賃金	臨時職員賃金	845	賃金	臨時職員賃金	863
旅費	非常勤事務嘱託員旅費	1	需用費	事務用消耗品、印刷製本	4,659	旅費	非常勤事務嘱託員旅費	1
需用費	事務用消耗品、印刷製本	4,828	役務費	郵送料等	6,928	需用費	事務用消耗品、印刷製本	5,438
役務費	郵送料等	16,304				役務費	郵送料等	20,693
委託料	印刷・封入封緘（保険証一斉更新）	7,762				委託料	印刷・封入封緘（保険証一斉更新）	8,618

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 被保険者証再交付数(枚)	1,725	1,748	1,262			一般・退職被保険者証再交付数
	② 保険料納入通知書発付数(通)	63,524	62,582	55,305			当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の発付
	③ 保険料軽減世帯数(世帯)	19,328	19,744	22,080			7割・5割・2割軽減世帯

（問題点・課題）	他法活用できる区民や外国人の適正加入が課題
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	趣旨普及用のパンフレットを多方面で活用し周知を積極的に行う。	新規加入者や異動届者に対し、パンフレットを配布・提示し、事業、賦課について周知を行った。	「国保だより」の発行回数や内容の充実を図る。
②	資格・賦課の適正化に向け、社会保険加入と思われる被保険者の事業者への調査等の強化、住民税申告等の説明を必要に応じて行う。	事業者調査実施。他法加入確認で、年間で約2400万円の調定減額した。その他未申告者への住民税申告案内している。	事業者への調査をシステム化できないか検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる。

況議 （要質 問状）	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高額療養費・出産費支払費用貸付事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	岡田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-01	高額療養費・出産費貸付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	国民健康保険出産費費資金貸付条例			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	・被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、生活の安定を図る。 ・国民健康保険加入世帯を対象に出産費用を支払うための資金を貸し付けることにより、生活の安定と福祉の増進を図る。						
対象者等	被保険者（世帯主） ※ただし、後期高齢者医療制度該当者は除く						
内容	【高額療養費】 (1) 限度額：高額療養費相当額の90%（診療報酬が減点されやすい、頭・心臓・救急医療の場合は80%） (2) 申請及び貸付単位：申請は世帯主で、1ヵ月単位 (3) 貸付方法及び利子：手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 (4) 返済方法：診療月の約3ヵ月後に支給される高額療養費で返済する。 【出産費支払費用】被保険者で出産予定日まで1ヶ月以内の者の属する世帯の世帯主（出産育児一時金の直接払いを行っていない分娩機関での出産を対象）※区長が必要と認めるものは妊娠4ヶ月以上であれば貸付 (1) 限度額：出産育児一時金支給額、42万円の80%、33万6千円（平成21年10月から） (2) 貸付方法及び利子：手続き後（審査後10日）、世帯主の口座に振り込み・無利子 (3) 返済方法：当該貸付金に係る出産育児一時金で返済に充てる。						
経過	【高額療養費貸付】 ①昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% ②平成3年4月 貸付限度額改定90% ③平成9年9月 付添看護料貸付の廃止 ④平成19年4月 70歳未満の入院について、限度額適用認定証を事前に交付（これに伴い貸付需要は激減）			【出産費支払費用貸付】 ①平成12年12月 国から出産費貸付の取組み通知 ②平成13年7月 政府管掌保険にて事業開始 ③平成13年11月 当区において事業開始			
必要性	・高額の医療費及び出産費については、一時的に多額の費用が必要になる。 ・平成21年10月1日からの分娩に対して、出産育児一時金の直接払い制度が実施されたが、本制度を実施していない分娩機関もある。また、海外出産などは適用されないことから需要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 申請に必要なもの 被保険者証、銀行口座番号（世帯主）、印鑑（世帯主）、領収書（高額）・母子手帳（出産）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	17,432	12,247	14,550	9,792	12,190	8,823
①決算額（27年度は見込み）		12,694	7,563	13,970	6,272	5,056	1,718	5,690
②人件費等		9,773	10,464	10,163	12,392	12,476	11,588	
③減価償却費			3,486	3,732	4,841	5,070	4,877	
【事務分担量】（%）		1	1	1	2	150	150	
合計（①+②+③）		22,467	21,513	27,865	23,505	22,602	18,183	5,690
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源		22,467	21,513	27,865	23,505	22,602	18,183	5,690
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	高額貸付件数（27年度は見込み）（件）	87	61	71	35	24	10	26
	出産貸付件数（27年度は見込み）（件）	9	2	3	1	1	1	3
	高額貸付金額（27年度は見込み）（千円）	9,911	6,875	12,955	5,934	4,715	1,381	4,672
	出産貸付金額（27年度は見込み）（千円）	2,768	672	1,008	336	336	336	1,008

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	ちらし用紙	3	役務費	郵送料	1	需用費	ちらし用紙	5
役務費	郵送料	2	貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	1,717	役務費	郵送料	5
貸付金	高額療養費貸付金	4,715				貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	5,680
貸付金	出産費資金貸付金	336						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 高額貸付件数(件)	35	24	10	26		申請から貸付までの日数（審査後2～3日）（27年度は見込み）
	② 出産費貸付件数(件)	1	1	1	3		申請から貸付までの日数（審査後10日）（27年度は見込み）
	③						

（問題点・課題分析）	【高額療養貸付金】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料の未納・滞納世帯には限度額認定証が発行できないため貸付の必要がある。</li> <li>・複数の医療機関への通院にかかる高額療養費は現物給付制度が適用できない。</li> </ul>
	【出産費用貸付金】	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保険者の医療費負担に対するの利便の向上を図るため、「限度額認定証」制度や委任払い制度について周知・広報を行う。	出産費支払費の貸付については、直接払いが増えた結果1件の申請に留まった。	被保険者の医療費負担軽減制度の利便性向上のため、限度額認定証制度や委任払い制度について周知・広報の充実を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	貸付の需要は減少しているものの、一時的に多額の費用を必要とする被保険者に対して貸付を実施する。

況議（要質問状）	
----------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員雇用保険料	10	共済費	臨時職員雇用保険料	7	共済費	臨時職員雇用保険料	115
賃金	臨時職員賃金	544	賃金	臨時職員賃金	647	賃金	臨時職員賃金	719
一般需用費	消耗品、印刷製本	693	需用費	消耗品、印刷製本	435	需用費	消耗品、印刷製本	1,007
役務費	郵送料	1,237	役務費	郵送料	1,528	役務費	郵送料	1,866
委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託	189	委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託	74	委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託	6,415

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 区内不当利得者への催告の強化(回)		1	1			催告回数
	② 不当利得収納率（一般現年分）		0.346	0.589			
	③ 国保連合会の第三者行為求償事務委託の活用(件)	18	36	14			

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格喪失後も荒川区の国保証で受診をしてしまった者のうち、区外へ転出あるいは出国をしてしまった者からの医療費の返還状況は厳しい。不当利得の判明後、速やかな返納請求手続きを行うことにより返還を求めているが、平成27年4月より社保と国保の保険者間において医療費の返還請求が可能になったため返納事務が改善された状況である。</li> <li>・国保連で受託しない自転車事故等の第三者行為が増えている。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	返納事由発生後の速やかな請求を行うとともに、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。	平成27年1月より社保と国保の保険者間において医療費の返還請求が可能になったため返納事務が改善された。	返納事由発生後の速やかな請求を行うとともに、未納者に対し、催告・督促の強化を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	被保険者へ適正な保険給付を行っていく。

況議 （要質 問状）	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	岡田	内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-01	医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		5年度	根拠	国民健康保険法、国民健康保険特別調整交付金		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	交付方針		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	1 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 (1) 医療費分析 (2) 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 9月（1月～6月受診分）と3月（7月～12月受診分）の年2回、1,000点以上のレセプトについて、医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日に関すること (2) 受診者に関すること (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関すること (5) 医療機関の区別 3 レセプト点検員（平成20年度～業務委託）によるレセプト内容点検の充実強化						
経過	1 平成3年4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成5年4月 上記調査を基に本事業開始 3 平成8年4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 4 平成12年6月 医療費通知実施（実施要領制定） 5 平成17年9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施（平成22年3月で終了） 6 平成20年4月 レセプト点検専門業者委託実施 7 平成20年12月 画像レセプト方式導入 8 平成21年8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 9 平成25年4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始						
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業業務委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		24,907	27,157	27,056	23,297	44,428	48,315
①決算額（27年度は見込み）		20,193	20,955	20,087	19,777	39,188	43,115	50,471
②人件費等		1,629	1,744	1,694	1,652	579	591	
③減価償却費			581	622	645	676	650	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	20	20	
合計（①+②+③）		21,822	23,280	22,403	22,074	40,443	44,356	50,471
特定財源	国 調整交付金	0	0	0	0	8,189	10,134	11,500
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	21,822	23,280	22,403	22,074	32,254	34,222	38,971
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	一人当たり医療費（一般+退職）（円）	275,845	274,756	282,696	286,610	294,822	295,123	299,451
	（一般）（円） ※27年度は見込み	270,753	269,099	276,690	281,605	290,301	291,519	296,669
	（退職）（円） ※27年度は見込み	501,727	457,407	465,480	456,378	490,447	480,280	485,723
	レセプト内容点検（枚）※27年度は見込み	981,245	987,232	1,002,193	1,004,180	1,006,702	985,857	1,020,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤事務嘱託員報酬	10,753	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	8,757	報酬	非常勤事務嘱託員報酬	8,990
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,752	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,421	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,440
旅費	事務嘱託員旅費	2	報償費	講演会講師謝礼	20	報償費	講演会講師謝礼	405
需用費	印刷製本（医療費通知）ほか	545	旅費	事務嘱託員旅費	4	旅費	事務嘱託員旅費	4
役務費	郵送料	2,850	需用費	印刷製本（医療費通知）ほか	765	需用費	印刷製本（医療費通知）ほか	1,210
委託料	糖尿病重症化予防・レセプト点検	23,286	役務費	郵送料	2,793	役務費	郵送料	2,935
賃借料	柔道整復療養費調査会	0	委託料	糖尿病重症化予防・レセプト点検	29,355	委託料	糖尿病重症化予防・レセプト点検	35,481

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 一人当たりの医療費（一般分） （円）	281,605	290,301	291,519	296,669		総費用額÷平均被保険者数
	② レセプト点検の財政効果（円）	760	769	785			過誤調整額÷平均被保険者数
	③						

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区の国保一人当たり医療費は23区平均より高い水準（平成25年度・9位）にある。</li> <li>・平成24年3月に改訂した「荒川区健康増進計画」では、「がん対策」と「糖尿病対策」の2つを重点目標に掲げ、国においても「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を全面改正し、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を明記した。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病性腎症の重症化予防に積極的に取り組んでいる区は少ない</li> <li>・ジェネリック医薬品利用差額通知は、21区が実施予定（27年度）</li> </ul>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、医療費分析、糖尿病重症化予防、ジェネリック医薬品利用差額通知を委託により実施する。	ジェネリック医薬品利用差額通知の送付回数を8回から10回に増やすとともに多受診者指導等の新たな取り組みを開始した。	26年度の取組みを引き続き実施し、ジェネリック医薬品差額通知については、送付回数を10回から12回に増加する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	医療費適正化は新たな医療制度改革においても焦点となっており、今後も重点を置いて展開していく必要がある。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	一般被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	岡田
		担当者名	岡田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	一般被保険者療養給付費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 27年度 <input type="radio"/> 26年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	34年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。						
対象者等	一般被保険者及び保険医療機関						
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。						
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年1月 家族7割給付実施 3. 平成6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 4. 平成9年9月 一部負担金（外来薬剤）改定 5. 平成14年10月 一部負担金改正 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7. 平成20年4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担、限度額改正（但し20年度については凍結） 8. 平成21～25年度 継続凍結 9. 平成26年4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）						
必要性	国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 上記「療養の給付の制度」参照						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	13,719,093	13,478,820	13,254,108	13,199,895	13,324,793	13,684,884
①決算額（27年度は見込み）		12,800,771	12,700,734	12,903,123	13,033,584	13,320,989	13,129,402	13,005,587
②人件費等		9,366	10,028	9,739	9,500	9,565	8,884	
③減価償却費			3,341	3,577	3,711	3,887	3,739	
【事務分担当】（%）		1	1	1	1	115	115	
合計（①+②+③）		12,810,137	12,714,103	12,916,439	13,046,795	13,334,441	13,142,025	13,005,587
特定財源の推移	国 療養給付費等負担金ほか	3,075,818	3,433,053	4,006,849	3,817,808	3,529,956	3,541,559	3,084,681
	都 調整交付金	650,863	387,045	683,653	669,919	898,917	894,962	835,266
	その他 国民健康保険料ほか	9,083,456	8,894,005	8,225,937	8,559,068	8,905,568	8,705,504	9,085,640
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	一人当たり療養諸費（27年度見込み）（円）	270,753	269,099	276,690	281,605	290,301	291,519	296,669
	23区順位（位）	6	8	10	11	9	—	—
	給付件数（27年度は見込み）（件）	977,538	957,098	954,689	967,361	968,477	949,912	948,329

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	一般被保険者療養給付費	13,320,989	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	13,129,402	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	13,005,587

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	一人当りの療養諸費（一般分）（円）	281,605	290,301	291,519	296,669		総費用額÷平均被保険者数
②	給付件数(件)	967,361	968,477	949,912	948,329		
③							

問題点・課題 (指標分析)	荒川区の国保の資格喪失（社会保険加入、転出）後も、荒川区の被保険者証で受診（不当利得）する事例がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	返納事由発生後の速やかな請求を行うとともに、未納者に対する催告・督促の強化を図る。	平成27年1月より社保と国保の保険者間において医療費の返還請求が可能になったため返納事務が改善された	返納事由発生後速やかに対象者に請求を行い、未納者に対する催告・督促の強化を図る。
②	資格喪失者による不当利得を減らす取組みとして、広報等の他部署との連携により、周知の徹底を図る。	資格喪失者による不当利得を減らすための取組みを、他部署と連携し実施した。	広報等の他部署の連携により周知の徹底を図り、資格喪失者の不当利得を減らす取組を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議会 (要質問状)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	退職被保険者療養給付費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	岡田	内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	退職被保険者等療養給付費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	退職者医療制度対象者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出する。						
対象者等	退職被保険者等及び保険医療機関						
内容	<p>【退職者医療制度】高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するために設けられた制度</p> <p>1 資格要件</p> <p>(1) 国民健康保険加入者で65歳未満</p> <p>(2) 被用者年金の老齢年金などが受けられる者で、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある者</p> <p>2 療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。</p>						
経過	<p>1 昭和59年10月 退職者医療制度発足</p> <p>2 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止</p> <p>3 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定</p> <p>4 平成10年 7月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1/2相当額を算入</p> <p>5 平成14年10月 療養給付費交付金に、退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入</p> <p>6 平成15年 4月 一部負担金改正</p> <p>7 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり）</p>						
必要性	①高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものとし②被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）により、規定が整備された。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		533,476	611,428	1,058,660	690,978	638,759	414,914
①決算額（27年度は見込み）		518,738	645,746	689,296	601,558	504,196	407,188	377,022
②人件費等		4,479	4,796	4,658	7,022	7,069	6,566	
③減価償却費			1,598	1,711	2,743	2,873	2,763	
【事務分担量】（%）		1	1	1	1	85	85	
合計（①+②+③）		523,217	652,140	695,665	611,323	514,138	416,517	377,022
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他療養給付費等交付金ほか	523,217	652,140	695,665	611,323	514,138	416,517	377,022
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	一人当たり療養諸費（27年度見込み）（円）	501,727	457,407	465,480	456,378	490,447	480,280	485,723
	23区順位（位）	1	3	3	5	1	—	—
	給付件数（27年度は見込み）（件）	34,331	43,636	43,452	39,493	33,887	27,018	23,091

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	退職被保険者療養給付費	504,196	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	407,188	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	377,022

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	一人当たり療養諸費（退職分）（円）	456,378	490,447	480,280	485,723		総費用額÷平均被保険者数
②	給付件数（件）	39,493	33,887	27,018	23,091		
③							

（問題点・課題）	一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施しなければならない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施する。	一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施した。	一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定事業として現状のまま継続する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	一般被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	岡田	内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	一般被保険者療養費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。						
対象者等	一般被保険者及び医療機関						
内容	療養の給付を受けることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になる場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めるとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等） ※生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めるとき。						
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年1月 家族7割給付実施 3 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割但し、現役並み所得者2割 4 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 5 平成20年4月 義務教育就学前（6歳に達した最初の3月31日以前）2割 70～74歳で1割の者2割（但し、軽減措置で1割に凍結） 6 平成21～25年度 継続凍結 7 平成26年4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）						
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 被保険者の申請に基づき支給する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		462,932	499,355	415,428	408,618	390,261	360,936
①決算額（27年度は見込み）		454,096	423,243	408,617	392,869	374,847	354,506	322,827
②人件費等		3,257	2,616	1,694	826	832	773	
③減価償却費			872	622	323	338	325	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	10	10	
合計（①+②+③）		457,353	426,731	410,933	394,018	376,017	355,604	322,827
特定財源	国 療養給付費等負担金ほか	108,892	113,362	125,901	114,286	98,672	95,174	74,035
	都 調整交付金ほか	22,128	12,129	20,971	36,745	24,635	23,507	19,408
	その他 国民健康保険料、繰入金	326,333	301,240	264,061	242,987	252,710	236,923	229,384
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	給付件数（27年度は見込み）（件）	45,562	44,858	45,274	44,975	43,425	42,332	41,401

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	一般被保険者療養費	374,847	負担金補助等	一般被保険者療養費	354,506	負担金補助等	一般被保険者療養費	322,827

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	給付件数(件)	44,975	43,425	42,332	41,401		
②	保険料充当件数(件)	26	33	64			保険料の滞納解消
③							

(問題点・課題分析)	海外療養費については、内容確認に難しい部分があり、今後も審査の体制等について検討していく。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療費通知により寄せられた療養費請求の疑義については保険者として確認し、関係機関(東京都等)に情報提供を行っていく。	医療費通知により寄せられた療養費請求の疑義については、保険者として関係機関へ確認を行った。	引き続き医療費通知により寄せられた療養費請求の疑義については、保険者として関係機関へ確認を行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議会(要質問状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	退職被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
			担当者名	岡田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	退職被保険者等療養費						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	一般被保険者療養費と同様、退職被保険者が現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。							
対象者等	退職被保険者等及び医療機関							
内容	療養の給付をうけることができる場合についても、一般被保険者療養費と同様、次のとおりである。 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めるとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等）※ 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めるとき。							
経過	昭和59年10月 退職者医療制度発足 会社・官庁などを退職した人が老人保健制度の適用を受けるまでの間、加入する医療保険制度平成20年(2008年)の新たな高齢者医療制度の創設に伴い廃止となったが、平成26年度までは移行期間として65歳未満の退職者本人・被扶養者に同制度は存続され、65歳以上、75歳未満の人は、一般の国民健康保険に切り替わるようになった。							
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。							
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ) 被保険者の申請に基づき支給する。							

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		18,537	18,622	23,187	17,340	12,841	7,637
①決算額(27年度は見込み)		13,474	17,563	16,273	12,623	10,783	7,138	6,079
②人件費等		814	872	678	0		0	
③減価償却費			291	249	0		0	
【事務分担当】(%)		0	0	0	0		0	
合計(①+②+③)		14,288	18,726	17,200	12,623	10,783	7,138	6,079
特定財源の推移	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他療養給付費等交付金ほか	14,288	18,726	17,200	12,623	10,783	7,138	6,079
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	給付件数(27年度は見込み)(件)	1,335	1,935	1,881	1,578	1,256	867	672

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	退職被保険者療養費	10,783	負担金補助等	退職被保険者療養費	7,138	負担金補助等	退職被保険者療養費	6,079

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	給付件数（27年度は見込み）（件）	1,578	1,256	867	672		
②							
③							

（問題点・課題分析）	一般被保険者と同様に適正に審査し、療養費を支給する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き適正に審査をして療養費を支給する。	適正に審査をして療養費を支給した。	適正に審査をして療養費を支給する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	診療報酬の審査および支払		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	岡田	内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	診療報酬の審査および支払					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合会との委託契約、覚書及び協定書			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	医療機関等から請求される診療報酬明細書を審査し、診療報酬の適正かつ迅速な支払いを行う。						
対象者等	被保険者及び医療機関等						
内容	東京都国民健康保険団体連合会に診療報酬の審査及び支払に関する事務を委託し、次の経費を支出する。 (1) 審査支払手数料 ①診療報酬審査支払手数料 ②療養費審査手数料 (2) 共同電算処理手数料 ①入力処理費 ②テープ作成料 (3) レセプト電算処理負担分 (4) 画像レセプト作成管理及びレセプト処分手数料						
経過	1 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2 平成4年4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始 3 平成20年12月 荒川区画像レセプト方式導入 4 平成23年4月 診療報酬審査支払手数料一本化 5 平成23年11月 9月診療分の診療報酬の早期支払化実施予定（国保連への支払日変更）						
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 委託先：東京都国民健康保険団体連合会 ・年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	70,437	66,059	64,892	63,209	59,715	61,983
①決算額（27年度は見込み）		65,016	64,222	62,051	59,794	59,715	57,936	58,993
②人件費等		814	872	847	826	832	773	
③減価償却費			291	311	323	338	325	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	10	10	
合計（①+②+③）		65,830	65,385	63,209	60,943	60,885	59,034	58,993
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	65,830	65,385	63,209	60,943	60,885	59,034	58,993
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	審査手数料件数（27年度は見込み）（件）	1,059,341	1,048,070	1,045,796	1,053,507	1,047,377	1,020,077	1,040,601
	処理手数料件数（27年度は見込み）（件）	1,015,945	1,002,466	995,760	1,011,255	1,004,678	980,124	999,228

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	審査支払手数料等	59,715	委託料	審査支払手数料等	57,936	委託料	審査支払手数料等	58,993

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	審査手数料件数(件)	1,053,507	1,047,377	1,020,077	1,040,601		
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	国保運営上必要な事業であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)問状	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	高額療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	岡田
				内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	一般被保険者高額療養費					
	01-01-01	一般被保険者高額介護合算療養費					
	01-01-01	退職被保険者等高額介護合算療養費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。						
対象者等	被保険者						
内容	1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。						
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成22年4月 非自発的失業者の保険料軽減策に伴う高額療養費の区分の再判定実施 8 平成24年4月 通院療養費の現物給付実施						
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <償還払>医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送 <現物払>限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,507,287	1,676,300	1,610,224	1,737,299	1,741,083	1,649,434
①決算額（27年度は見込み）		1,444,782	1,479,051	1,569,355	1,601,028	1,616,445	1,632,478	1,624,868
②人件費等		8,958	9,592	9,316	9,087	9,149	8,498	
③減価償却費			3,196	3,421	3,550	3,718	3,576	
【事務分担当】（%）		1	1	1	1	110	110	
合計（①+②+③）		1,453,740	1,491,839	1,582,092	1,613,665	1,629,312	1,644,552	1,624,868
特定財源	国 療養給付費等負担金、調整交付金	329,448	371,696	383,494	440,836	408,279	423,528	376,175
	都 都費補助金、調整交付金	72,867	46,805	69,800	149,068	107,239	109,917	98,611
	その他 繰入金	1,051,425	1,073,338	1,128,798	1,023,761	1,113,794	1,111,107	1,150,082
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	一般支給件数（高額介護合算含む）（件）	24,394	38,205	26,649	27,248	23,355	24,760	24,262
	退職支給件数（高額介護合算含む）（件） （27年度は見込み）	689	945	1,033	950	743	593	494

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	高額療養費、高額介護合算療養費	1,616,445	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,576,957	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,582,626
			負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	54,907	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	41,680
			負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	614	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	546
						負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	16

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	高額療養費支給件数(件)	28,164	24,092	25,319	24,725		一般＋退職
②	高額介護合算療養費支給件数(件)	34	6	34	31		
③	保険料充当件数(件)	131	122	171			保険料の滞納解消

(問題点・課題分析)	<p>郵送による申請書の送付や届け出を可能にするなど現時点においても区民に対するサービス向上を図ってきた。今後も高額療養費の計算方法が変わる70歳からの被保険者に対しても高額療養費の制度を理解していただくよう周知方法を工夫する。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高額療養費が発生しないように限度額認定証の交付を推進する。	電話等で高額療養費の相談があった場合は限度額認定証の交付をすすめた。	勧奨通知を送付するなど、高額療養費が発生しないように引き続き限度額認定証の交付をすすめる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法定の事業であり、給付額も増加している。

況議会(要質問状)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事				
事務事業名	出産育児一時金	01-01-01	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	岡田	内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01 出産育児一時金										
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 34年度			根拠	国民健康保険法						
終期設定	○有 ●無 年度			法令等	荒川区国民健康保険条例						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市									
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現									
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立									
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。										
対象者等	被保険者										
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額350,000円（平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円） 3. 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、「出産費資金貸付事業」参照） 6. 平成19年 4月 出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。 7. 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴い、その保険料分として支給額を引き上げ 35万円⇒38万円 8. 平成21年10月 医療機関等への直接払い制度開始に伴い、支給額を引き上げ 38万円⇒42万円										
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設 4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始 5. 平成21年 9月30日 受取代理制度廃止 6. 平成21年10月 医療機関への直接払い制度の開始（支払国保連へ 21年度手数料支払件数） 7. 平成23年 4月 直接払い制度・支給額の恒久化										
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとする規定されている。										
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ○医療機関等への直接支払制度…健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込む。 ○直接支払制度を利用しない場合は、保険者へ申請する。										

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		165,252	173,460	167,020	177,240	200,410	158,830
①決算額（27年度は見込み）		128,950	154,166	167,007	172,700	160,752	140,078	139,440
②人件費等		3,258	4,360	4,235	4,131	4,159	3,863	
③減価償却費			1,453	1,555	1,614	1,690	1,626	
【事務分担量】（%）		0	1	1	1	50	50	
合計（①+②+③）		132,208	159,979	172,797	178,445	166,601	145,567	139,440
特定財源	国	2,720	7,400	5,270	730	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	129,488	152,579	167,527	177,715	166,601	145,567	139,440
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	支給件数（27年度は見込み）（件）	338	368	399	410	384	333	332

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	出産育児一時金	160,752	負担金補助等	出産育児一時金	140,078	負担金補助等	出産育児一時金	139,440

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	支給件数(件)	410	384	333	332		
②	保険料充当件数(件)	79	52	42			保険料の滞納解消
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接払いの制度を実施しない医療機関もあり、外国人の海外出産とともに窓口請求が残っている。また、同制度に伴う国保連合会への支払い事務が増えている。</li> <li>・直接払いの制度を利用していない医療機関へは、出産育児一時金の「受取代理制度」が残っているため事務処理が複雑化している。</li> <li>・出産育児一時金の支給により未納保険料へ一部充当し、収納率向上にも努めていたが、未納世帯においても直接払い及び受取代理制度が選択できるため、保険料充当は少なくなる。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	出産育児一時金の請求支払について、積極的なPRを行っていく。	大きな問題もなく出産育児一時金について直接払いを含め支給をした。	出産育児一時金の制度を含めて、区報等を通して、積極的なPRを行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	葬祭費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
			担当者名	岡田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	葬祭費						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者							
内容	1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（平成10年4月1日以降死亡の場合、なお、平成10年3月31日までの死亡については60,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2 昭和39年4月 ~ 平成10年4月 支給金額9回の改定（2,500円⇒70,000円）							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものと規定されている。							
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国保資格喪失届出時に葬祭費申請を促す（喪失届用紙の複写が葬祭費請求書） ※申請時は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえて保険料充実に努めている。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		33,390	28,700	24,010	22,470	23,660	24,010
①決算額（27年度は見込み）		22,890	23,240	20,720	21,840	23,660	24,010	27,300
②人件費等		814	872	847	826	832	773	
③減価償却費			291	311	323	338	325	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	10	10	
合計（①+②+③）		23,704	24,403	21,878	22,989	24,830	25,108	27,300
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	23,704	24,403	21,878	22,989	24,830	25,108	27,300
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	支給件数（27年度は見込み）（件）	327	332	296	312	338	343	390

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	葬祭費	23,660	負担金補助等	葬祭費	24,010	負担金補助等	葬祭費	27,300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	給付件数(件)	312	338	343	390		
②	保険料充当件数(件)	9	6	16			保険料の滞納解消
③	対象者への支給率(%)	87.6	93.6	93.2			給付件数÷被保険者(死亡者)

（問題点・課題分析）	葬祭費の請求権が消滅する2年経過後に、申請の問合せがある。よりいっそうの制度の周知を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	請求方法について、区民事務所等と連携を図り、区報やホームページ等により周知を行う。	区民事務所等と連携を図り、区報やホームページ等により周知を行った結果、大きな問題もなく葬祭費の支給が行えた。	請求方法について、区報等への掲載、区民事務所等と連携を図り、周知に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議 （会 要 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-20	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	結核・精神医療給付金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	岡田	内線	2381	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	結核・精神医療給付金					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 7年度		根拠	荒川区国民健康保険条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の負担額に相当する額を支給する。なお、本事業は東京都の単独事業であり、その給付に要した経費は東京都より補助金として交付される。						
対象者等	被保険者						
内容	1 結核医療給付 (1) 結核予防法第34条による医療給付（一般医療） (2) 結核予防法第35条による医療給付（命令入所） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * なお、食事療養費に関するものは除く						
経過	1 平成 7年7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）						
必要性	国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付との調整に基づき実施されている。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受けるものは、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		13,390	14,714	14,893	15,447	16,606	15,778
①決算額（27年度は見込み）		13,233	13,898	14,827	15,334	15,089	15,516	15,001
②人件費等		814	872	847	3,304	3,327	3,090	
③減価償却費			291	311	1,291	1,352	1,300	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	40	40	
合計（①+②+③）		14,047	15,061	15,985	19,929	19,768	19,906	15,001
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都 都費補助金	13,121	13,831	13,831	15,234	15,089	15,151	15,001
	その他 繰入金	926	1,230	2,154	4,695	4,679	4,755	0
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	支給件数（27年度は見込み）（件）	10,962	11,760	12,582	13,292	13,256	13,507	13,831

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	15,089	負担金補助等	結核・精神医療給付金	15,516	負担金補助等	結核・精神医療給付金	15,001

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	受給者証発行件数(件)	1,030	996	1,062			
②	給付件数(件)	13,292	13,256	13,507	13,831		
③							

（問題点・課題 指標分析）	受給者証の発行について、社保や後期高齢者医療制度の加入者については、都単独公費事業として、各医療保険者を経由することなく事務が行われている。特別区は、東京都に対し、制度の複雑さを解消するため都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	自立支援医療制度の受給者証の交付窓口が一本化できるよう、引き続き東京都へ要望する。	年間を通し問題なく受給者証を交付することができた。	自立支援医療制度の受給者証の交付窓口が一本化できるよう、引き続き東京都へ要望する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議 （要 会 質 問 状 ）	平成13年3月 一定一般質問 「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」
-----------------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	大島
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	後期高齢者事務費	内線	2391			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。						
対象者等	1 75歳以上の者 21,741人(平成27年3月末日現在) ※75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者、東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者(居住地特例)						
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合(平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される) 2 患者負担 1割または3割(現役並所得者) 3 保険給付 現物給付(医療サービスの提供等)及び現金給付(療養費の支給等) ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は、法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区:保険料の徴収と窓口業務 広域連合:資格・賦課・給付業務						
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行。						
必要性	荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応						

(単位:千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		65,940	69,713	43,763	66,476	58,984	72,447
①決算額(27年度は見込み)		43,969	43,012	21,713	52,969	45,432	54,187	89,951
②人件費等		42,635	46,949	44,525	52,725	60,714	58,995	
③減価償却費			17,023	18,038	22,331	27,209	26,593	
【事務分担量】(%)		6	6	6	7	805	818	
合計(①+②+③)		86,604	106,984	84,276	128,025	133,355	139,775	89,951
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他繰入金	86,604	106,984	84,276	52,969	133,355	139,775	89,951
一般財源		0	0	0	75,056	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	被保険者数(年度末)(人)	19,312	19,998	20,510	20,989	21,265	21,741	21,800
	※27年度は見込み							

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員社会保険料	4	報酬	非常勤職員報酬	1,826	報酬	非常勤職員報酬	2,138
一般賃金	臨時職員賃金	280	共済費	臨時職員社会保険料	326	共済費	臨時職員社会保険料	355
旅費	後期高齢者医療担当旅費	4	一般賃金	臨時職員賃金	575	一般賃金	臨時職員賃金	288
一般需用費	事務用消耗品窓あき封筒等	459	旅費	後期高齢者医療担当旅費	3	旅費	後期高齢者医療担当旅費	14
役務費	郵送代	2,198	一般需用費	事務用消耗品窓あき封筒等	283	一般需用費	事務用消耗品窓あき封筒等	1,323
委託料	後期医療制度システム運用委託等	40,698	役務費	郵送代	8,250	役務費	郵送代	2,669
	後期システムカスタマイズ対応経費	1,789	委託料	後期医療制度システム対応経費	42,924	委託料	後期医療制度システム対応経費	83,050

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	被保険者数（人）	20,989	21,265	21,741	21,800	22,300	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値、目標は予測値
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法定事務であり、被保険者数も毎年増加している。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書・納入通知書等	1,729	需用費	納付書・納入通知書等	1,517	需用費	納付書・納入通知書等	2,029
役務費	郵送料	2,150	役務費	郵送料・公金収納手数料	3,084	役務費	郵送料・公金収納手数料	4,103
		621		委託料	収納テープ作成委託料		1,521	委託料
委託料	口座振替収納テープ作成委託等	1,696						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 特別徴収率	0.36	0.36	0.36	0.34	0.4	予算に対する特徴と普徴の収入比率
	② 普通徴収率	0.64	0.64	0.64	0.66	0.6	予算に対する特徴と普徴の収入比率
	③ 口座振替収納取扱件数の比率	65.48	77.32	72.26	75.00	75.00	年間の延べ普通徴収のうち口座振替による収納取扱件数の割合

（問題点・課題 指標分析）	年齢到達による後期高齢者医療制度に移行する場合、保険料の納入方法は引き継がれることがなく、普通徴収（納付書）からのスタートとなるため、納め忘れの原因となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	513	報酬	非常勤職員報酬	212	需用費	消耗品・封筒印刷等	361
一般需用費	消耗品	0	需用費	消耗品・封筒印刷等	239	役務費	郵便料	532
	窓あき封筒等印刷	186	役務費	郵送料	114	委託料	納付案内センター運営委託	441
役務費	督促状等郵送料	105	委託料	ページー受付業務委託等	11		ページー受付業務委託等	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	収納率（現年分）（%）	98.00	98.23	98.39	99.25		平成27年度見込は東京都後期高齢者医療保険料対策実施計画より
②	収納率（滞繰分）（%）	53.62	56.36	57.17	57.17		（収入済額-還付未済額） / （調定額-不納欠損額）
③							

（問題点・課題分析）	滞納繰越分は現年分に比較し収納率が著しく低下する。口座振込を進めるなど滞納を防止することが効果的である。また、滞納者に対してはコールセンターなどから納付を繰り返し促す。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保険者の状況把握を強化し、きめ細やかな納付相談を行い、納付をしやすい環境整備を図る。	高額所得者に対しては短期証を交付し納付相談を通し分割納付などに繋げていった。	戸別徴収の業務委託
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。

況議（会要質問状）	
-----------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	療養給付費等負担金	1,482,703	負担金補助等	療養費等負担金	1,546,777	負担金補助等	療養費等負担金	1,645,089
	保険料等負担金	1,483,304		保険料等負担金	1,596,668		保険料等負担金	1,618,251
	保険基盤安定負担金	299,813		保険基盤安定負担金	341,153		保険基盤安定負担金	360,680
	事務費負担金	65,886		事務費負担金	61,604		事務費負担金	64,618
	保険料軽減措置負担金	149,720		保険料軽減措置負担金	131,406		保険料軽減措置負担金	153,376

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	1人当り分賦金額(千円)	164	164	169	176	176	各負担金合計÷被保険者数
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定の事業であり、現状のまま継続する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-25	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	担当者名	大島
							2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	健康診査事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 20年度			根拠 健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度			法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分 ○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。						
対象者等	平成27年6月30日現在、75歳以上の被保険者（65歳以上の一定の障害がある方） ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。						
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査 ②実施時期（27年度：7月1日・水～11月30日・月） ＊22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 平成26年度12,685人						
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業 広域連合からの委託事業として区が実施する。国保年金課から健康推進課に執行委任						
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。2健診の結果については医療機関から本人に通知する。3健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		142,656	150,137	159,897	181,206	181,206	188,427
①決算額（27年度は見込み）		140,269	145,914	154,768	171,171	174,583	186,273	189,522
②人件費等		407	436	847	826	1,663	773	
③減価償却費			145	311	323	676	325	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	20	10	
合計（①+②+③）		140,676	146,495	155,926	172,320	176,922	187,371	189,522
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	140,676	146,495	155,926	172,320	176,922	187,371	189,522
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	対象者数（27年度は見込み）（人）	18,637	19,462	19,937	20,389	20,738	21,846	21,219
	受診者数（27年度は見込み）（人）	10,840	11,141	11,765	12,095	12,303	12,685	12,600

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	受給券・窓あき封筒等	435	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	698	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	1,316
役務費	郵送料（受診券等）	1,067	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	2,210	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,297
	共同電算処理及び事務手数料	76	委託料	健診業務委託	183,364	委託料	健診業務委託	186,909
委託料	健診業務委託料	173,005						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	目標受診率(%)	56	58	55	55	55	後期高齢者医療広域連合 平成27年度 健康診査推進計画
②	健診受診率(%)	59.3	60.4	61.5	60	60	受診者数÷健診対象者
③							

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、対象者の受診率の向上に努める。

議会議事（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-26	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）	01-01-01	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	大島		内線	2391
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		葬祭事業費					
事務事業の種類		○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。						
対象者等	被保険者の葬祭を行った者。						
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（広域連合50,000円、区負担20,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。						
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われないため、一般政策（23区共通）で行う。 平成22年4月 都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		75,820	83,083	78,990	82,843	86,353	88,604
①決算額（27年度は見込み）		70,503	78,830	78,207	80,944	80,517	82,132	90,619
②人件費等		2,525	2,654	2,390	3,162	1,663	3,090	
③減価償却費			1,220	1,089	1,452	676	1,300	
【事務分担当】（%）		0	0	0	0	20	40	
合計（①+②+③）		73,028	82,704	81,686	85,558	82,856	86,522	90,619
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	73,028	82,704	81,686	85,558	82,856	86,522	90,619
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	給付件数（27年度は見込み）（件）	1,006	1,124	1,115	1,156	1,148	1,171	1,292

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	申請書用色上質紙	2	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	65	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	95
	支給決定通知送付用封筒	62	役務費	郵送料	97	役務費	郵送料	112
役務費	郵送料	93	負担金補助等	葬祭給付金	81,970	負担金補助等	葬祭給付金	90,412
負担金補助及び交付金	葬祭給付金	80,360						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	給付件数(件)	1,156	1,148	1,171	1,292	1,300	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	東京都広域連合の給付事業に、区が上乗せして支給しており、優先度は高い。

議会(要旨)状況	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-27	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	収納管理費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
			担当者名	成瀬	内線	2387		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-06-01	収納管理費						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民健康保険法				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	被保険者の保険料収納に関する事務							
対象者等	被保険者							
内容	国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。 (1) 保険料収納 納付書による自主納付、口座振替を行う。 (2) 保険料の督促・催告 督促状を納期限後から2か月後に送付している。催告書は年2回（4月と12月）送付している。 平成12年度より督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、 収納率向上の一要因となった。また、一斉催告書は年2回の送付とし、高額・長期滞納者へは 随時送付している。（11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付） (3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。							
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始							
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員） 自主納付による納期内納付を促し、口座振替を促進している。滞納者には日常の納付相談はもちろん、相談通知を送付し早期の納付を促す。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		25,068	23,257	21,926	20,162	20,357	21,054
①決算額（27年度は見込み）		17,353	17,438	17,247	17,512	17,512	18,156	24,244
②人件費等		38,931	51,554	46,162	44,762	34,483	25,474	
③減価償却費			20,335	19,251	23,428	15,954	13,329	
【事務分担量】（%）		6	7	6	7	472	410	
合計（①+②+③）		56,284	89,327	82,660	85,702	67,949	56,959	24,244
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	56,284	89,327	82,660	85,702	67,949	56,959	24,244
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	調定額（現年分）※居所不明分除く（千円）	5,734,545	5,808,159	6,061,599	6,125,669	6,308,591	6,260,122	6,018,242
	収納額（千円）	4,696,995	4,713,970	4,992,424	5,087,220	5,332,243	5,415,366	5,482,222
	収納率（%）	81.91	81.16	82.36	83.05	84.52	86.51	91.0
	調定額（滞繰分）（千円）	2,017,494	2,060,958	2,152,481	2,210,939	2,212,995	1,843,089	1,608,547

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員雇用保険料	6	共済費	臨時職員雇用保険料	8	共済費	臨時職員雇用保険料	162
賃金	臨時職員賃金	287	賃金	臨時職員賃金	248	賃金	臨時職員賃金	1,007
需用費	事務用消耗品、印刷製本	2,596	需用費	事務用消耗品、印刷製本	3,450	需用費	事務用消耗品、印刷製本	4,882
役務費	郵送料、公金取扱手数料	11,844	役務費	郵送料、公金取扱手数料	11,697	役務費	郵送料、公金取扱手数料	14,913
委託料	OCR等事務処理委託	2,779	委託料	OCR等事務処理委託	2,754	委託料	OCR等事務処理委託	3,280

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	督促状発送数（枚）	112,547	109,793	103,748			
②	一斉催告書発送数（4月）（枚）	13,424	12,991	13,159			
③							

（問題点・課題）	滞納者との接触機会を増やすため、例年4月と12月に行っている年2回の催告の頻度を増加させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	口座振替原則化に伴い、窓口ではペイジー口座振替受付サービスを利用し、納付書による納付から口座振替による納付を促進させる。	口座振替の申込件数は前年度と比較して約1.2倍となった。	ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関を増やすことで利便性を高め、口座振替による納付を一層促進させる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-28	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	成瀬	内線	2386	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-01	収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 5年度		根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条例施行規則 ほか			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の確立					
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。						
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）						
内容	1 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴い、納付書ではなく口座振替による納付を促進する。 2 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 3 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書の発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。 4 現年分以外の滞納者を対象とし、納付相談を行う。長期滞納者に対して資格証明書を交付する。 5 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押）を進める。 6 納付案内センター（業務委託）による、未納者への電話・訪問による催告を実施する。 7 収納代行業者への業務委託により、コンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から）						
経過	1 昭和63年 4月 徴収嘱託員（12名）制度を導入 2 平成12年 11月 介護第1号保険料徴収開始に伴い、徴収嘱託員を14名体制 3 平成18年 4月 滞納整理専門員を2名雇用（人材派遣）、平成22年に非常勤職員の雇用に切替 4 平成25年 4月 滞納整理専門指導員（非常勤）を1名雇用 5 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 6 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 7 平成25年 7月 ペイジー口座振替受付サービスを開始 8 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化 9 平成27年 4月 滞納整理専門員（非常勤）を1名雇用						
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		91,781	80,950	80,580	71,141	106,631	88,728
①決算額（27年度は見込み）		72,842	63,553	74,405	66,217	85,489	78,161	92,625
②人件費等		29,889	38,176	31,400	39,741	44,579	50,969	
③減価償却費			13,508	12,564	17,910	23,187	22,855	
【事務分担当】（%）		4	5	4	6	686	703	
合計（①+②+③）		102,731	115,237	118,369	123,868	153,255	151,985	92,625
特定財源	国 調整交付金	0	0	0	0	3,018	866	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他 繰入金	102,731	115,237	118,369	123,868	150,237	151,119	92,625
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	保険料収納率（%） 荒川区（現年分）	81.91	81.16	82.36	83.05	84.52	86.51	-
	23区平均収納率（現年分）（%）	82.2	82.17	83.68	83.90	84.49	85.00	-
	23区順位（現年分）（位）	13	14	15	14	11	7	-
	保険料収納率（%） 荒川区（滞繰分）	13.97	12.56	15.08	14.76	15.14	17.07	-

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	37,556	報酬	非常勤職員報酬	29,987	報酬	非常勤職員報酬	21,980
職員手当	時間外勤務手当	2,105	職員手当等	時間外勤務手当	1,153	職員手当等	時間外勤務手当	2,488
共済費	非常勤職員社会保険料等	5,733	共済費	非常勤職員社会保険料等	4,929	共済費	非常勤職員社会保険料等	3,572
旅費	特別旅費	559	旅費	特別旅費	355	旅費	特別旅費	12
需用費	事務用消耗品、印刷製本費	529	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,032	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	2,039
役務費	郵送料	4,944	役務費	郵送料	3,456	役務費	郵送料	11,058
委託料	業務委託（納付案内センター、ページほか）	32,992	委託料	業務委託（納付案内センター、ページほか）	37,248	委託料	業務委託（納付案内センター、ページほか）	51,143

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	収納率（現年分）（%）	83.05	84.52	86.51			
②	収納率（滞繰分）（%）	14.76	15.14	17.07			
③							

（問題点・課題） （指標分析）	1 滞納繰越分を増やさないために現年度の収納率を向上していく必要がある。 2 悪質な滞納者に対しては、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を一層強化していく
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	口座振替原則化に伴い、窓口ではページ口座振替受付サービスを利用し、納付書による納付から口座振替による納付を促進させる。	窓口における口座振替勧奨を強化した。口座振替率が高いと収納率も高いという相関関係もみられることから引き続き強化していく。	27年7月にページ口座振替受付サービスを利用できる金融機関を拡大し、口座振替による納付を促進させる。
②	滞納者の状況把握を強化し、財産調査等を行い、差押え等の滞納処分を強化する。	長期滞納者に対し財産差押処分を執行した。今後も被保険者間の公平性を確保するために滞納処分を強化していく。	滞納者の状況把握を強化し、財産調査等を行い、滞納処分を強化する。
③	納付案内センターの実施する電話と訪問による催告を充実させていく。	平日昼間の架電回数を充実させた。今後も納付案内センターと連携し、滞納者との接触機会を増やしていく。	平日昼間に加え、平日夜間と休日における電話・訪問催告を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	国民健康保険の財政運営に係り、優先度の高い事業である。

況議 （要 質 問 状）	・平成18年一定一般質問 ・平成24年一定一般質問	「収納率の向上に向けた取り組み」 「歳入課の創設、保険料から税への転換」
--------------------------	------------------------------	---

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-29	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	一般事務費（福祉年金事務）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑		
		担当者名	吉村	内線	2416		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	一般事務費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 34年度		根拠法令等	国民年金法			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 年度						
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画		<input checked="" type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	昭和34年11月に国民年金制度が発足した当時、すでに老齢、障害、母子の状態にあった人や、拠出制の国民年金の加入期間が短く、拠出制の年金が受けられなかった人を対象に全額公費負担により福祉年金を支給し、国民年金制度を経過的・補完的に補い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。						
対象者等	1 明治44年4月1日以前に生まれた区内在住者（平成27年3月末現在の対象者数：5人） 2 大正5年4月1日以前生まれの区内在住者で、保険料納付期間等が本来の老齢年金受給要件に達しない人（同：0人）						
内容	1 年金額及び支払時期 ・年金額 399,700円（一部支給停止者は313,300円） ・支払時期 4月、8月、12月（希望により11月）の年3回 ※所得制限額（扶養人数0人の場合） ①本人所得1,595千円以下（全額支給） ②配偶者・扶養義務者の所得⇒3,401千円未満（全額支給）⇒6,287千円以下（一部支給） 2 老齢福祉年金定時届の受付・審査及び所得状況届関係連名簿の作成・送付 3 日本年金機構より審査結果（支給区分、一部停止額）の通知 4 年金証書の回収（4月、8月） ※年金証書の回収は日本年金機構で行う。 5 福祉年金受給権者死亡届、未支給福祉年金支給請求書等各種届出書の受付、送付						
経過	昭和34年11月 福祉年金制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入に伴い、福祉年金は老齢福祉年金のみになる。 （障害福祉年金受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金受給者は遺族基礎年金に、それぞれ裁定替え。） 平成12年4月 区の事務が国の機関委任事務から法定受託事務になる。 平成18年4月 老齢福祉年金証書の回収業務が、区から東京社会保険事務局に移管される。 平成22年1月 日本年金機構発足（東京事務センター）						
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 区では、日本年金機構（東京事務センター）と連携して以下の業務を実施している。 定時連名簿の報告、受給者の生存確認、死亡情報の連絡先等を日本年金機構へ報告（年4回）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	458	493	593	371	337	225
①決算額（27年度は見込み）		342	360	438	302	170	135	225
②人件費等		407	436	423	413	832	773	
③減価償却費			145	156	161	338	325	
【事務分担量】（%）		0	0	0	0	10	10	
合計（①+②+③）		749	941	1,017	876	1,340	1,233	225
特定財源	国	342	360	438	302	170	135	225
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源		407	581	579	574	1,170	1,098	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	受給権者数（27年度は見込み）（人）	8	6	4	4	5	5	4
	内、全額支給（人）	6	4	2	2	2	2	1
	半額支給（人）	1	1	1	0	0	0	0
	支給停止（人）	1	1	1	4	3	3	3

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	図書購入ほか	148	需用費	図書購入ほか	118	需用費	図書購入ほか	201
役務費	郵送料、パソコン通信費	18	役務費	郵送料、パソコン通信費	17	役務費	郵送料、パソコン通信費	19
	負担金補助及び交付金 国民年金協議会及び研修会負担金	4				負担金補助等	国民年金協議会及び研修会負担金	5

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	高齢福祉年金受給権者数(人)	4	5	5	4		
②							
③							

（問題点・課題 分析）	受給対象者は減少しているが、事務費に関する国の交付率が低いため、一般財源を投入して事業を実施している。当該事務は法定受託事務であるため、経費の全額が国の負担となるが、交付金が減っている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	当該事務に係る経費については、あらゆる機会を通じ、国に対して全額負担を求めていく。	国の交付金算定に用いられる項目の単価が増加したことは評価する。	引き続き、当該事務に係る経費については、あらゆる機会を通じ、国に対して全額負担を求めていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	規模は減少傾向にあり、法定受託事務として、現状のまま継続する。

況議 （要 質 問 状 ）	
------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-06-30	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	基礎年金事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	田畑	
			担当者名	吉村	内線	2416	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	基礎年金事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		34年度	根拠	国民年金法・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の確立				
目的	20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く・60歳以上70歳未満は任意加入）が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出受付時に、迅速かつ正確な事務処理を行うこと、及び日本年金機構の国民年金関連業務に対して協力連携を行うことにより、区内在住者の年金権確保を図っていくことを事務事業の目的とする。						
対象者等	区内在住者全般（うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金等未加入者、年金保険料免除等事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を、それぞれ対象とする）						
内容	① 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受理、審査及び年金事務所への送付事務 ② 給付事務 国民年金制度における各種年金・一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）や特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び年金事務所への送付事務 ③ 年金保険料免除等受付事務 国民年金保険料（27年度は、15,590円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 ④ 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（「あらかわ区報」への記事掲載・区ホームページへの情報掲載）						
経過	昭和34年 4月 国民年金法公布 昭和35年 10月 適用事務開始 昭和36年 4月 保険料徴収事務 昭和57年 1月 外国人の適用始まる 昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成3年 4月 学生の適用開始 平成9年 1月 基礎年金番号制の導入 平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設 平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 平成22年 1月 日本年金機構発足						
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 区報・窓口配布案内及び日本年金機構との連携によるパンフレット等の充実により実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	1,954	10,322	12,303	14,425	14,809	17,034	17,107	
①決算額（27年度は見込み）	1,431	9,812	12,204	14,251	14,127	15,878	17,107	
②人件費等	73,871	63,472	66,427	63,180	54,227	50,367		
③減価償却費		24,780	28,612	26,849	22,038	21,197		
【事務分担量】（%）	11	9	9	8	652	652		
合計（①+②+③）	75,302	98,064	107,243	104,280	90,392	87,442	17,107	
特定財源	国	1,431	9,812	12,204	14,251	14,127	15,878	17,107
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	73,871	88,252	95,039	90,029	76,265	71,564	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	受給者数（老齢基礎年金等）（人）	40,983	40,719	41,504	42,801	43,931	44,992	—
	被保険者関係届書受付件数（件）	4,303	3,998	4,089	3,611	3,539	3,799	—
	免除等申請書受付件数（件）	8,422	8,521	7,803	8,950	9,904	8,653	—
	国民年金特集号発行部数（部）	82,000	—	—	—	—	—	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	11,907	報酬	非常勤職員報酬	13,396	報酬	非常勤職員報酬	14,455
共済費	非常勤職員社会保険料等	1,728	共済費	非常勤職員社会保険料等	2,063	共済費	非常勤職員社会保険料等	2,133
旅費	常勤及び非常勤職員旅費	9	旅費	常勤及び非常勤職員旅費	6	旅費	常勤及び非常勤職員旅費	18
需用費	事務用消耗品、印刷製本	434	需用費	事務用消耗品、印刷製本	364	需用費	事務用消耗品、印刷製本	432
役務費	郵送料	49	役務費	郵送料	49	役務費	郵送料	69

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 受給者数（老齢基礎年金等＋障害基礎年金等）（人）	42,801	43,931	44,992			国民年金制度による年金等受給者数(26年度は未確定)
	② 被保険者関係届書受付件数(件)	3,611	3,539	3,799			国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
	③ 免除等申請書受付件数(件)	8,950	9,904	8,653			国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数

（問題点・課題分析）	退職等の理由により、厚生年金等から国民年金への新規加入あるいは再加入手続をしなくてはならないところを手続をしないでいたために、未納期間をつくってしまい、年金受給資格期間を満たせない者がいる。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日本年金機構（荒川年金事務所）との連携等により、国民年金制度の案内を充実させ、加入手続きの忘れ等がないように周知する。	年金事務所による実務研修を開催する等の連携により職員の実務能力向上を図り、区民の国民年金手続きをより正確かつ確実に実施した。	引き続き、日本年金機構と連携し、国民年金制度の案内を充実させ、加入手続きの忘れ等がないよう周知する。
②	平成23年度から実施した年金ネットサービス等をより活用し、相談業務を充実させる。	窓口での相談業務で、パソコンが自宅にない方を対象に、年金ネットで自身の年金加入状況や将来の年金額の具体的な相談を実施した。	平成23年度から実施した年金ネットサービス（現在、都内7区市町村が実施）等をより活用し、相談業務を充実させる。
③	当該事務に係る経費については、あらゆる機会を通じ、国に対して全額負担を求めていく。	国の交付金算定に用いられる項目の単価が増加したことは評価する。	引き続き、当該事務に係る経費については、あらゆる機会を通じ、国に対して全額負担を求めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法定受託事務である。

況議 （会 要 質 問 状	・平成19年二定一般質問 「区として年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」
------------------------------	--